

学習用タブレット端末等設計・構築等業務及び賃貸借プロポーザル募集要項

学習用タブレット端末等設計・構築等業務及び賃貸借に係るプロポーザル形式による企画提案等（以下、「本企画提案」という。）については、関係法令に定めるもののほか、この募集要項によるものとする。

1 業務の趣旨

本市では、平成 18 年 4 月に第二中学校区の小学校 2 校、中学校 1 校を、コミュニティ・スクールを基盤とする小・中一貫教育校「にしみたか学園」として開園し、平成 21 年度までに、市立小・中学校全 22 校を、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校として 7 学園開園した。開園後、保護者や地域、関係団体等の参画を得て、地域の力を生かした創意工夫と特色ある学校運営に努めてきた。

それらの取り組みを基礎として、令和 2 年から令和 3 年において、「これからの三鷹の教育を考える研究会」により、「コミュニティ・スクール」から「スクール・コミュニティ」への変革を行う取り組みの一つとして全学園に「スクール・コミュニティ推進員」を配置した。さらに、地域をつなぐ拠点となる、地域の共有地「コモンズ」としての学校への移行を目指し「学校 3 部制」を実現するべく、市長部局と連携しながら学校の新しい公共性の実現を目指している。

また、令和 2 年度に小学校、令和 3 年度に中学校で完全実施された学習指導要領により、三鷹市では「何ができるようになるのか」「何を学ぶのか」「どのように学ぶか」の観点において、「主体的で・対話的な・深い学び」の視点から「個別最適な学び」の実現に取り組んでいる。

そして令和 3 年 1 月から、GIGA スクール構想に基づき、児童・生徒 1 人 1 台の学習用タブレット端末を導入し、デジタル技術を活用した教育に取り組んでいる。

また、学校施設においては、1 人 1 台の学習用タブレット端末の通信環境として、全ての教室に無線 LAN 環境を整備し、データセンタ集約型の既存のインターネット接続環境に加え、ローカルブレイクアウトによる各学校からのインターネット接続環境の整備を行ったところである。

なお、このローカルブレイクアウトによる各学校からのインターネット接続については回線増強のため今年度に更改を予定している。

また、情報セキュリティの取り組みとして、平成 28 年 6 月に「三鷹市立学校情報セキュリティ基本方針」を制定して、市立学校の情報セキュリティの管理・運用を行っており令和 5 年度には教育ネットワークシステムの更改に際し、内容の更新を行ったところである。

これらのことから、本市では校務を含めた教育の情報化を進めており、教職員用パソコンの整備、情報共有のための基盤整備、校務支援システムの導入及び児童・生徒用の学習用タブレット端末の利活用など、教育現場における様々な課題を解決するための手段としてデジタル技術の活用を図るとともに、その推進を行っているところである。

このような中、本市は、令和 2 年度に整備した学習用タブレット端末について、教育環境の変化により、学校が直面する新たな課題や様々な社会的ニーズに対応し、更なるデジタル技術の活用を図る取り組みの一つとして今回、新たな学習用タブレット端末の導入を行う。

本業務は、学習用タブレット端末のサービス提供業務であり、高度な専門知識と豊富な経験を持つ事業者を選定するため、プロポーザル形式により事業者の提案を比較検討し、本市の示す条件に最も合致した事業者を優先交渉事業者として選定するものである。

2 担当部署

三鷹市教育委員会教育部総務課三鷹市教育センター

〔連絡先等〕

〒181-8505 東京都三鷹市下連雀九丁目 11 番 7 号

TEL : 0422-45-1151 (代表) (内線 3223)

0422-29-9812 (直通)

FAX : 0422-43-0320

※受付時間は、土・日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下、「祝日法」という。）に規定する休日及び年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）を除く毎日、午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分（正午～午後 1 時は除く。）

3 企画提案の概要

(1) 件名 学習用タブレット端末等設計・構築等業務及び賃貸借

(2) 内容 別に配布する要件定義書による。対象業務は次のとおり。

ア 学習用タブレット端末等設計・構築等業務

(ア) 学習用タブレット端末等設計・構築・導入業務

(イ) その他付帯業務一式

イ 学習用タブレット端末等賃貸借

(ア) 3 (2) アの業務で設計・構築した学習用タブレット端末等の賃貸借

(イ) データ通信回線の提供

(ウ) 学習用タブレット端末等の運用・保守

(エ) その他付帯業務一式

ウ 学習用タブレット端末等補償

学校、教育委員会等からの学習用タブレット端末等に係る端末修理・交換対応

(3) 履行期間

ア 学習用タブレット端末等設計・構築等業務 契約締結日の翌日から令和 7 年 12 月 25 日まで

イ 学習用タブレット端末等賃貸借 令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日まで

ウ 学習用タブレット端末等補償 単価契約とし、年度毎の契約とする。

(4) 費用の上限

ア 基本的な考え方

(ア) 見積上限額を超える額を提示した者は失格とする。

(イ) 費用の上限は契約予定額ではない。

(ウ) 提案のあった見積金額は契約締結に当たっての参考とするが、見積金額での契約締結を約するものではない。また、契約締結にあたって見積金額、費用の上限額を超えることは認めない。

イ 各契約における上限額

(ア) 学習用タブレット端末等設計・構築等業務 金 71,725,500 円（消費税等を含む。）

(イ) 学習用タブレット端末等賃貸借（三鷹市負担分） 金 2,202,541,000 円（消費税等を含む。）なお、学習用タブレット端末等賃貸借（三鷹市負担分）の内訳は以下のとおりである。

a 学習用タブレット端末等賃貸借費用（三鷹市負担分）

b 学習用タブレット端末等補償の一部費用（教員、予備機該当分）

c (ウ) の費用を超えた分の費用

学習用タブレット端末等賃貸借（補助金活用分） 金 549,395,000 円（消費税等を含む。）※ 1

※1 本調達では、(イ)において、国庫支出金（公立学校情報機器整備費補助金）549,395,000円（児童・生徒用端末13,030台（令和6年5月1日時点児童・生徒数）＋1954台（児童・生徒数の15%の予備機を想定）の2/3(9,989台)の1台当たり上限金額55,000円¹まで）の申請を予定しており、補助金の交付を見込んでいる。なお、本補助金については端末調達を行う当該年度における児童・生徒数（令和7年5月1日時点）が基準となるため、上記の児童・生徒数及び補助金額は現時点の想定である。

その本補助金については令和7年5月中旬に申請の上、令和7年5月末に内定を受ける予定のため、その金額等の情報は確定次第本提案に係る見積書等の様式変更として提案事業者に対して提供する予定である。そのため提案事業者はその様式変更に対応を行う必要がある。

また、提案事業者は本補助金について共同申請者となるため、公立学校情報機器整備費補助金交付要綱の要件を充足することが前提であり、その内容について提案事業者も事前に確認を行うこと。

(ウ) 学習用タブレット端末等補償 金 330円/台・月（消費税等を含む。）※2

※2 ウは端末等補償費の一部として、別途契約を行う予定である（3,960円/台・年）。330円/台・月を超える費用は、イの金額に含むものとする。

(5) 審査方法

ア 一次審査

一次審査は参加資格を満たしていることを確認後、企画提案書評価、価格評価にて行う。その他詳細については、別に配布する学習用タブレット端末等設計・構築等業務及び賃貸借企画提案依頼書を参照の上、その指示に従うこと。

イ 二次審査

二次審査は企画提案書評価に加え、プレゼンテーション評価及び価格評価を加味した評価にて行う。

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない事業者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない事業者であること。
- (3) 東京都電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格を有する者で、申請先自治体に「三鷹市」、営業種目に「情報処理業務（種目番号121）」の登録がされていること。
- (4) 今回提案する事業者は、過去5年以内に市または区（同市または同区が設置する小・中学校数が20校以上）において、学習用タブレット端末の設計・構築・導入等業務又は賃貸借を行った実績があること。※実績は令和7年4月1日を基準日として、過去5年以内に於いて該当する実績のみを対象とする。
- (5) 三鷹市において指名停止されていないこと。
- (6) 三鷹市契約における暴力団等排除措置要綱による入札参加等排除措置を受けていないこと。

¹ 補助事業者は、消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して申請する必要があるため、例えば1台当たり上限金額の55,000円で提案する場合は消費税を差し引いた50,000円が補助対象となる。ただし、補助金の交付の申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

5 参加意思表示

本企画提案の参加希望者は次に掲げる資料に必要書類を添付し、提出しなければならない。

また、期限までに確認書類を提出しない事業者及び参加資格がないと認められた事業者は、本企画提案に参加することができない。

なお、要件定義書及び提案依頼書等（以下、「仕様関係書類」という。）は、参加意思表示を行った事業者にのみ配布する。

(1) 提出書類

参加意思表示書兼誓約書（様式1） 1部

上記4(3)、(4)の根拠資料（契約書、証憑の写し等） 1部

上記に掲げる書類は、企画提案の評価の対象とはならない。また、4(4)について複数ある場合は根拠資料とは別に実績一覧表を作成し、併せて提出すること。

(2) 提出場所 上記2に同じ。

(3) 提出期限 令和7年4月28日（月）午後5時00分

(4) 提出方法 持参すること。

6 質疑応答

この提案等募集要項等に対する質問がある場合は、次に従い、質問すること。

(1) 質問方法等

ア 質問受付期限 令和7年5月12日（月）午後5時00分

イ 質問方法 電子メールによる受付のみとし、次のとおり、電子メールにより提出すること。

なお、参加意思表示を行った事業者へ配布する企画提案依頼書にて定める指定様式の質問票にて提出すること。

(ア) 電子メールの件名は、【会社名】学習用タブレット端末等設計・構築等業務及び賃貸に係る質問】とすること

(イ) 送信先メールアドレスは、次のとおり

e-Mail: somu@city.mitaka.lg.jp

担 当：大楠

(2) 回答方法等

ア 回答期間 令和7年5月12日（月）～5月19日（月）

イ 回答方法 電子メールにより、質問事業者名を伏せた上で参加意思表示を行った全事業者へ送信する。

7 一次審査

(1) 企画提案書等の提出

企画提案書の提出にあたっては、参加意思表示を行った事業者（以下、「提案者」という。）へ配布する仕様関係書類のうち、指定された必要書類を添付し提出しなければならない。なお、期限までに必要書類を提出しない提案者は辞退したとみなす。また、事前に辞退を希望する提案者は、参加辞退届（様式2）を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書 オ(オ)で示す部数

(イ) 見積内訳書 オ(オ)で示す部数

(ウ) 入札書兼見積書 1部

(エ) 市政情報公開請求に関する提案書の取扱いについての意思表示書 1部

イ 提出場所 上記2に同じ。

ウ 提出期限 令和7年6月13日（金）午後5時00分

エ 提出方法 持参又は郵送すること。

オ 提出書類は、次に掲げるところに従い作成すること。

(ア) 企画提案書は、Microsoft Office Word、Excel、又はPower pointにより、A4版横（横書き、上綴じ）で作成し、枚数は表紙・目次を除いて30頁以内とすること。

(イ) 入札書兼見積書は本市の指定様式「入札書兼見積書（総価契約用）」を使用し、本業務（上記3(2)ア(ア)、(イ)、イ(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、及びウの業務）に係る費用の総額を記入すること。

(ウ) 見積内訳書には、本業務の5年間の契約期間に係る経費の総額（以下、「総経費」という。）を見積ることとする。業務区分毎の数量、単価、金額等を明らかにする。

(エ) 提出書類については審査以外には使用しない。また、返却せずに本市で処分する。ただし、三鷹市情報公開条例に基づく市政情報として取り扱うため、今後、仮に提出書類に対する情報公開請求が第三者からあった場合の提案者の意向を、指定様式で提出すること。本市としては、当該回答に基づいて対応するが、生命、身体等の安全等の公益上の必要等特別な事情がある場合は、回答にかかわらず公開することがある。

(オ) 企画提案書及び見積内訳書の提出部数は正本1部、副本9部の計10部とする。

また、企画提案書及び見積内訳書の内容を記録したCD-RあるいはDVD-Rを正副2枚添付すること。

(カ) 企画提案書には、次の項目を記載すること。詳細は提案者に配布する企画提案等依頼書を参照すること。

a 本業務に対する理解

本業務を実施する背景・目的についての提案者の理解を記載する。

b 業務実施方法の提案

要件定義書に記載の各作業の具体的な実施方法・実施手順について記載する。

c 作業スケジュール

本業務の実施における作業スケジュールについて記載する。

d 組織としての類似業務の経験

他市区町村教育委員会等での「学習用タブレット端末の導入及びサービス提供業務」の実績について記載する。

e 組織としての業務実施能力

本業務で提供するサービスの実施体制並びにサポート体制について記載する。

f 業務実施にあたっての管理体制

品質管理、情報管理等及び組織としての管理体制について記載する。

g 業務従事予定者の業務内容に関する専門知識等

業務従事予定者の類似実績、保有資格及び本業務に有効なスキル・知識等について記載する。

(2) 審査結果の通知

一次審査の結果については、令和7年6月下旬頃（予定）に企画提案書を提出したすべての事業者へ電子メールにより通知する。

8 二次審査

(1) プレゼンテーションの実施

一次審査を通過した提案者は、提出した企画提案書抜粋版（内容の追加変更等は認めない。）を用いたプレゼンテーションを実施すること。プレゼンテーションの日時・場所等必要事項は一次審査結果と合わせて電子メールにより通知する。

なお実施期間は令和7年7月上旬頃を予定している。

(2) 審査結果の通知

二次審査の結果については令和7年7月下旬頃（予定）に二次審査に参加した提案者

に対し、電子メールにより通知する。

9 審査に関する事項

- (1) 審査は企画提案書の評価及び価格評価にて行う。その他詳細については、参加意思表明を行った事業者に配布する学習用タブレット端末等設計・構築等業務及び賃貸借企画提案依頼書（以下、「提案依頼書」という。）を参照の上、その指示に従うこと。
- (2) 企画提案書の審査は、実現性、的確性及び独創性等の観点から企画提案書の項目に基づき、設定する評価項目毎に行う。
- (3) 価格評価は、見積内訳書記載の費用に対して行う。
- (4) 審査の結果、得られた点数が最も高い提案者より優先交渉権者と次点以下（次順位交渉権者）を決定する（得点が同じ場合には、くじにより優先順位を決定する。）。
- (5) 審査の結果については令和7年7月下旬頃（予定）に企画提案書を提出した全ての提案者に対して、電子メールにより通知する。
- (6) その他
 - ア 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - イ 本市は、提出された企画提案書を、受託者の決定に係る審査以外に提案者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された確認書類及び企画提案書は、返却しない。
 - エ 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
 - オ 企画提案書の内容が適正と認められることにより、本業務の履行に関する受託者の責任が軽減されるものではない。

10 受託者の決定方法

上記7、8に掲げる審査により決定した優先交渉権者から交渉を行い、交渉が成立した者を受託者と決定する。優先交渉権者との交渉が不調となった場合は、次順位交渉権者との交渉に移行する。

11 失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出された書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要項等に示された提出条件等に適合しない行為
- (3) 候補者決定に影響を与える不誠実な行為を行った場合

12 情報公開

- (1) 提出された書類は、全て三鷹市情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。
- (2) 提出された企画提案書は審査以外には使用しないが、三鷹市情報公開条例に基づく市政情報として取り扱う。

今後、仮に企画提案書に対する情報公開請求が第三者からあった場合の提案者の意向として、「非公開」、「一部公開」、「全部公開」のいずれの意思表示をするか、企画提案書の提出時に所定の様式で提出すること。

市としては、当該回答に基づく対応を行うが、生命、身体、安全等の公益上の必要等特別な事情がある場合は、回答にかかわらず公開することもある。

13 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は上記2と同じとする。
- (2) 参加希望者等は、本要領、仕様関係書類を熟知し、記載事項を遵守すること。
- (3) 提案者は、企画提案書の提出後、本要領、仕様関係書類の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 仕様関係書類を記録した本市配布のDVD-Rは、返却（参加申請辞退届提出時、審査終了時）すること。

- (5) 提案に際して、本市の情報システム等に関して知ることとなった内容は、第三者に漏洩することを禁ずる。また、本市から資料提供を受けた場合は業務完了後、すべて返却すること。
- (6) 本企画提案の審査の結果、第一位の優先交渉権者となったことをもって、提案したすべての内容（範囲）の契約を保証するものではない。契約内容（範囲）などについては、別途協議を行い決定する。
- (7) 本企画提案の審査期間中において、審査の経緯や経過等に関する質問には一切応じない。
- (8) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

14 日程

項目	期間又は期日
募集要項等公開	令和7年4月11日～令和7年4月28日
参加申込	令和7年4月11日～令和7年4月28日
書類審査（一次審査）	令和7年6月中旬予定
結果通知（一次審査）	令和7年6月下旬予定
プレゼンテーション等審査	令和7年7月上旬予定
結果通知	令和7年7月下旬予定
契約締結	令和7年9月中旬予定
業務履行開始	令和7年9月中旬予定

附 則

この要領は、令和7年4月8日から施行し、学習用タブレット端末等設計・構築等業務及び賃貸借の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。